平成２５年（フ）第９２９６号
東京都大田区大森東５－５－15　田中荘２階10号室、住民票上の住所東京都大田区大森東５丁目５－15　田中荘２階
破産者　深谷　貞夫
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３６０号
東京都中野区中野１丁目31－４－705
破産者　市原ふじ子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４０７号
埼玉県三郷市早稲田７丁目21－３－302、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田７丁目30－１号棟404
破産者　多田　孝行
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５３号
東京都中央区勝どき４丁目９－３－703
破産者　木村　直弘
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６０号
東京都墨田区向島３丁目18－８－404
破産者　石井　　勇
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６１号
東京都八王子市打越町1118－20－203、開始決定時の住所東京都町田市山崎町2200　山崎団地２－２－501
破産者　久保田　聡
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６２号
神奈川県川崎市麻生区万福寺１丁目12－３－302
破産者　新田　修平
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６３号
東京都江戸川区東小岩４丁目33－20－202
破産者　櫻井　宏哉
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４６５号
千葉県八街市八街ほ217－62
破産者　飯島　　武
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５１３号
東京都足立区西新井栄町１丁目19－31－307
破産者　毘比野弘喜
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５１７号
東京都足立区佐野２丁目38－３　ベル北綾瀬B107
破産者　西中　勇貴
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５４６号
埼玉県新座市西堀２丁目20－３－101
破産者　岩城　　純
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５５８号
東京都世田谷区太子堂１丁目３－36－408
破産者　田島　槇子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６１８号
東京都足立区千住１丁目21－５
破産者　辻村　公秀
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６２９号
東京都品川区南大井１丁目18－８
破産者　鈴木　　聡
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６５６号
東京都荒川区東尾久１丁目８－４－202
破産者　小川　春菜
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７０２号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2222－17
破産者　林　　政枝
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７５３号
神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町８－10－801
破産者　藤村　正徳
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２２号
神奈川県厚木市飯山2988－１－201、住民票上の住所神奈川県厚木市下川入114番地
破産者　星野　一富
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０２４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7453－１　Ｓｅｌｓｉａ－Ａ105、開始決定時の住所神奈川県厚木市下川入86－８
破産者　星野　健二
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３３０号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘５丁目28番地54たまプラーザ美しが丘パーク・ホームズ弐番館202号
破産者　株式会社アキュテック
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７００号
東京都大田区久が原３丁目14－23－102
破産者　播田　大造
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部